

【CLOメルマガ】日米の民事訴訟制度の比較と米国訴訟に巻き込まれた際の留意点

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン（第21号）

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

今号では、現在米国のシカゴに留学中の本行弁護士より、日本と米国の民事訴訟制度の相違点と、日本企業が米国での訴訟に巻き込まれた際の若干の留意点についてご紹介いたします。

以下は、事務所ウェブサイト公表している「日米の民事訴訟制度の比較と米国訴訟に巻き込まれた際の留意点」の要約です。

全文ご覧いただくにはこちらの URL から

・「日米の民事訴訟制度の比較と米国訴訟に巻き込まれた際の留意点」

(<https://www.clo.jp/column/3032/>)

【日米の民事訴訟制度の比較と米国訴訟に巻き込まれた際の留意点】

1. 日米の民事訴訟制度の比較

- (1) 連邦裁判所と州裁判所の存在
- (2) 裁判管轄の違い
- (3) 主張段階での却下申立ての有無
- (4) 証拠開示手続(ディスカバリー)
- (5) トライアルと陪審員制度

2. 米国訴訟に巻き込まれた際の留意点

(1) 証拠保全(保存)義務

米国の民事訴訟では、証拠隠滅行為(spoliation)の制裁を受けないよう訴訟に至ることが予見できた時点から、証拠保全を命じる社内通知(litigation hold notice)を始めとして様々な措置を取り、記録化しておく必要があります。

(2) 証拠開示義務の例外(秘匿特権とワーク・プロダクトの法理)

米国の民事訴訟では、弁護士・依頼者間の秘匿特権やワーク・プロダクトの法理に関するポイントを押さえた上で、早い段階から弁護士との間のコミュニケーション方法や文書や電磁的記録の作成・保管方法に留意する必要があります。

~~~~~

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 本行 克哉 ([hongyo\\_k@clo.gr.jp](mailto:hongyo_k@clo.gr.jp))

~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。 (clo_mlstop@clo.gr.jp)

.....
弁護士法人中央総合法律事務所 (<http://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

TEL:06-6365-8111 FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3
階

TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.
.....